

地方自治法施行令等の一部を改正する政令の概要

1. 改正内容

本政令は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）等について所要の改正を行うものである。改正事項は以下のとおり。

（１）情報セキュリティ（第 1 条関係）

改正法による改正後の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」（改正法による改正後の自治法については「新自治法」）という。）第 244 条の 6 第 3 項の規定の委任を受け、自治令第 173 条の 7 において、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に係る指針及び助言の対象から除く執行機関を定めることとする。

（２）公金の収納事務のデジタル化（eLTAX の活用）について（第 2 条関係）

新自治法第 243 条の 2 の 7 第 1 項及び第 2 項並びに同条第 4 項において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定の委任を受け、自治令第 173 条の 4 において、地方税共同機構（以下「機構」という。）による特定歳入等（新自治法第 243 条の 2 の 7 第 2 項に規定する、歳入等のうち、納入義務者が eLTAX（地方税ポータルシステム）を活用して納付するものであって、同項各号のいずれにも該当するものとして普通地方公共団体の長が定めるもの）の収納に関する事務等を定めることとする。

（３）他令改正関係（第 3 条から第 5 条まで関係）

改正法の施行及び本政令案における政令改正に伴い必要な規定の整備を行う。

2. 施行期日

- 1 （１）の規定：令和 8 年 4 月 1 日（改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日）
- 1 （２）の規定：改正法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日）
- 1 （３）の規定：（２）と同日。ただし、新自治法第 2 編第 14 章に関する規定を適用させるための、公職選挙法施行令第 1 条の 2 第 1 項の改正については、公布の日。